

ちいきふくしけんりょうこじぎょう 地域福祉権利擁護事業

■ 住み慣れたこの町で、いつまでも… ■

これってどんな事業？

『最近、物忘れが増えて心配やなあ…』

『病気や障がいがあるから、自分ひとりで手続き出来るか心配だなあ…』
など、心配しておられる方はおられませんか。

この事業は、福祉サービスの手続きや役場等からの書類をどうしたらいいか分かりにくい方や、お金の管理が難しくなってきて困っている方などを対象に、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようにお手伝いする事業です。

例えばこんな時…、

- ⌚ 物忘れするようになり、印鑑や通帳を失うことが多くなった。
- ⌚ 一人暮らし高齢者で金銭管理や各種行政手続きに自信がない。
- ⌚ 知的面で心配や障がいがあって、金銭管理に自信がない。
- ⌚ 精神面で心配や障がいあって、自分1人で判断するのが不安だ。



～あなたの安心支えます～

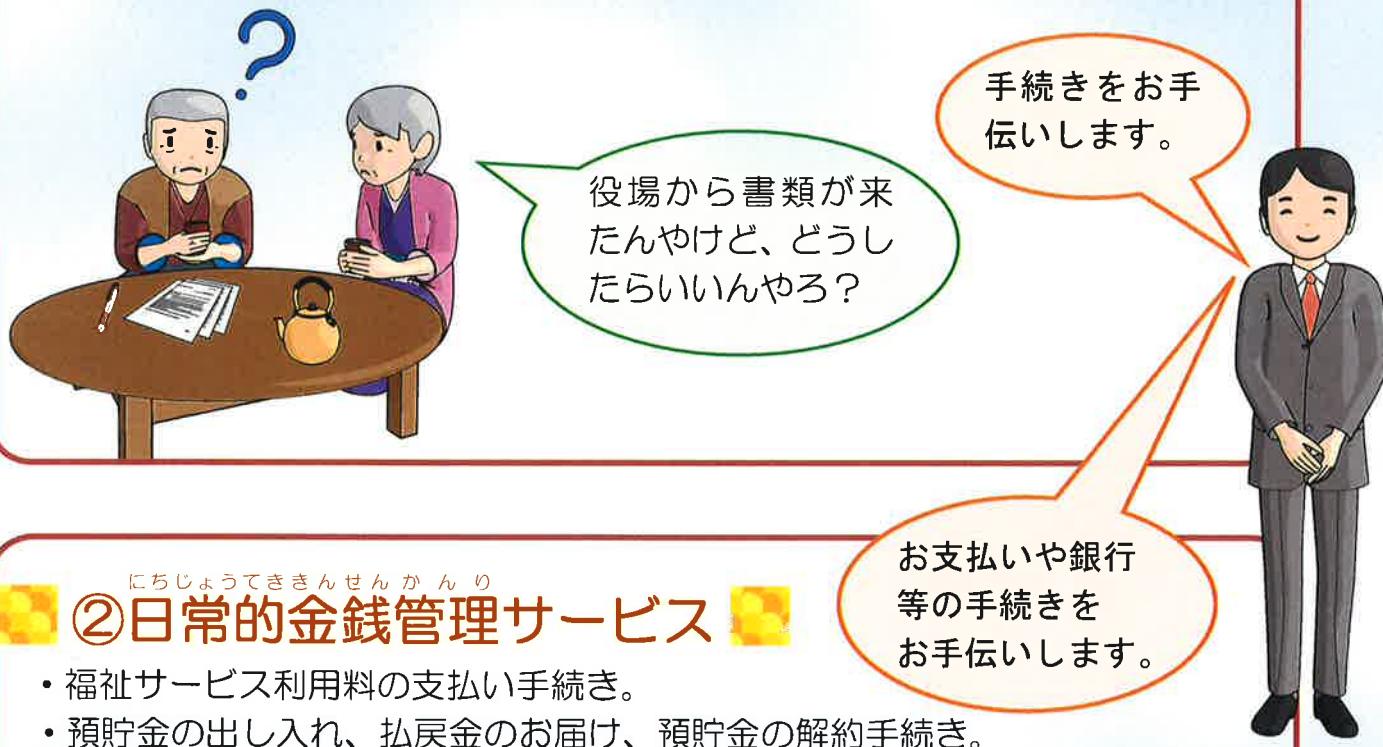
竜王町社会福祉協議会



どんなことをしてくれるの？(主なサービス内容)

①福祉サービスの利用援助

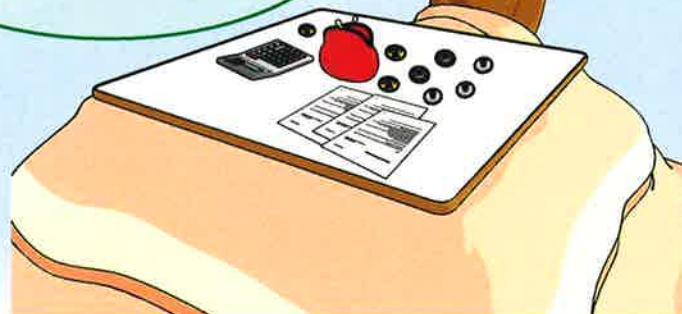
- ・福祉サービスの利用申し込み・契約のお手伝い（福祉施設の入所契約は除く）。
- ・入居している福祉施設、入院先病院のサービスや利用に関する相談。
- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報提供、相談。
- ・利用している福祉サービスに対する苦情や不満の解決のお手伝い。
- ・役場など公的機関から届いた書類の記入や提出のお手伝い。



②日常的金銭管理サービス

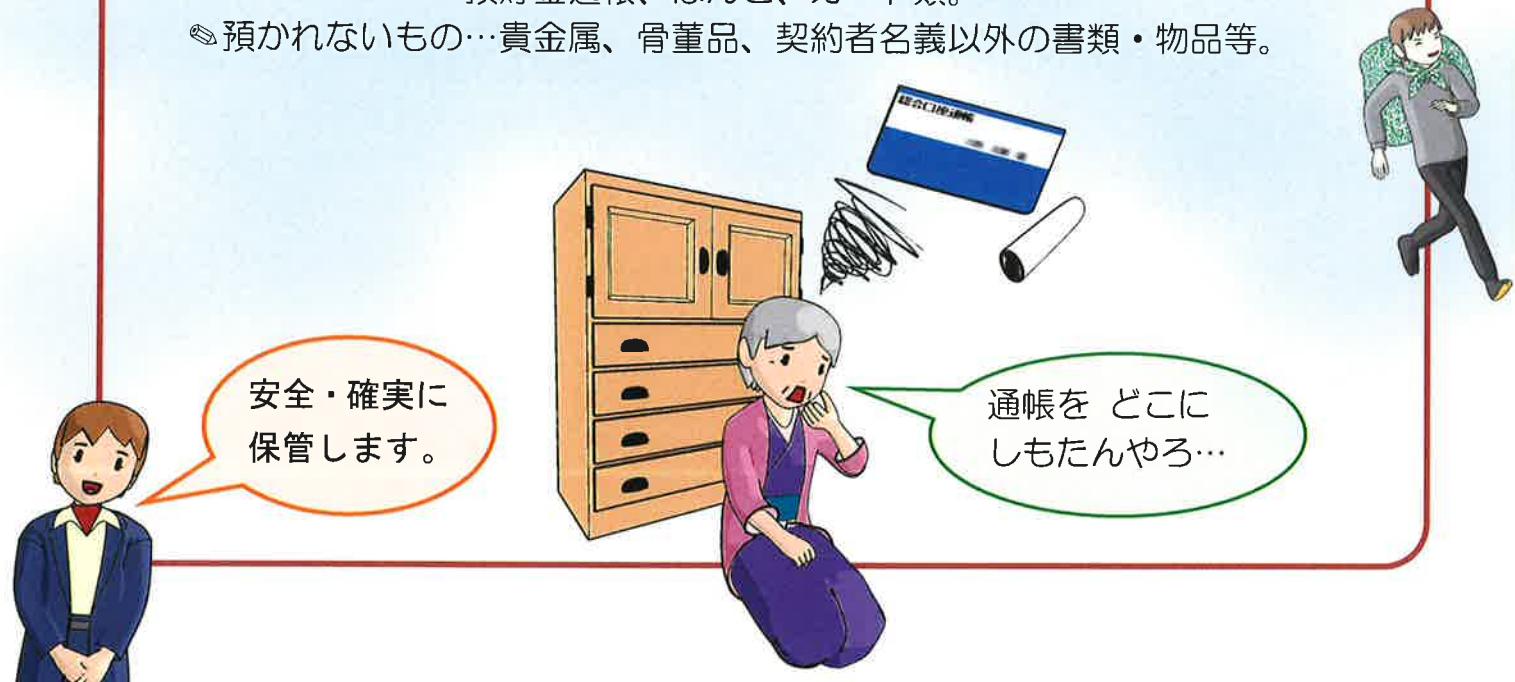
- ・福祉サービス利用料の支払い手続き。
- ・預貯金の出し入れ、払戻金のお届け、預貯金の解約手続き。
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、上下水道等の公共料金の支払い手続き。
- ・病院への医療費の支払い手続き。
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き。
- ・日用品購入の代金支払い手続き。

ようけ、支払いがあるけど、どうやって払たらええんやろ？



③書類等の預かりサービス

- ご希望の通帳や印鑑・証書等、失ったり盗まれたりしたら困る大事なものを大切に保管します。
- 預かれるもの…証書（年金証書、定期預金証書、保険証書、権利証、契約書等）、預貯金通帳、はんこ、カード類。
- 預かれないもの…貴金属、骨董品、契約者名義以外の書類・物品等。



ご利用料

- 契約までのご相談は無料ですが、
①～③のサービスが始まってからは
下記のご利用料がかかります。

● サービス利用料

1回あたり

500円

● 書類預かりサービス

1年間につき

2000円

(金融機関の貸金庫利用料の一部負担です。)

その他

このような安心も支えます。

- 定期的な訪問で、悪質な訪問販売等の被害にあっていないか早期発見できます。



- 成年(任意)後見制度のご相談に応じます。



りよう てじゅん ご利用までの手順

① ご相談

最初に、社協までご連絡ください。



② 訪問

支援専門員(社協職員)が、訪問させて頂き、詳しいお話を伺いします。



③ 支援計画の作成準備

ご本人のご希望に基づき、具体的なお手伝いの内容を定めた『支援計画』案を作ります。



④ 契約

③でお示しした『支援計画』案に同意頂けましたら、契約書を交わします。



⑤ お手伝い開始

支援計画の内容に基づき、お手伝いを開始します。



お問い合わせ・ご相談は…

竜王町社会福祉協議会

〒520-2552

竜王町小口 4-1 福祉ステーション2階

電話 58-1475

ファックス 58-3739

私、()
が担当させて頂きます。

